

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月30日
【会社名】	株式会社ミスターマックス（商号 株式会社MrMax）
【英訳名】	MR MAX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平野 能章
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	092(623)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 末國 伸一
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	092(623)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 末國 伸一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号）

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

改正会社法の施行により、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、第28条（取締役との責任限定契約）の新設と第36条（監査役の実任免除）の一部を変更するものであります。

第2号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

1. 資本準備金および利益準備金の額の減少の要領

(1) 減少する準備金の項目およびその額

資本準備金 9,944,800,464円のうち、1,970,000,000円

利益準備金 526,329,830円の全額

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,970,000,000円

繰越利益剰余金 526,329,830円

2. 剰余金の処分の要領

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,970,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,970,000,000円

3. 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分が効力を生ずる日

平成27年6月26日

第3号議案 取締役7名選任の件

平野能章、小田康徳、中野英一、内座優典、吉田康彦、宮崎隆、家永由佳里の7名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

石田富英雄、多川一成、佐藤元治の3名を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

渡邊洋祐、末國伸一の2名を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	266,414	616	-	(注)2	可決 99.28%
第2号議案	266,103	927	-	(注)1	可決 99.17%
第3号議案					
平野 能章	240,610	27,420	-	(注)3	可決 89.67%
小田 康德	255,805	11,225	-		可決 95.33%
中野 英一	255,794	11,236	-		可決 95.33%
内座 優典	257,133	9,897	-		可決 95.83%
吉田 康彦	265,115	1,915	-		可決 98.80%
宮崎 隆	265,453	1,557	-		可決 98.93%
家永 由佳里	265,460	1,570	-		可決 98.93%
第4号議案					
石田 富英雄	266,026	1,004	-	(注)3	可決 99.14%
多川 一成	266,253	777	-		可決 99.22%
佐藤 元治	255,059	11,971	-		可決 95.05%
第5号議案					
渡邊 洋祐	266,360	670	-	(注)3	可決 99.26%
末國 伸一	266,158	872	-		可決 99.19%

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上